

放課後児童クラブ運営基準点検集計表(全県)

		全市 全577クラブ	全町村 全93クラブ	全県 全670クラブ
1 総則に関するもの				
Q1	対象児童について			
	(1) 小1～3	577クラブ	93クラブ	670クラブ
	(2) 小4～6	369クラブ	73クラブ	442クラブ
	(3) 公立小学校以外の児童	145クラブ	6クラブ	151クラブ
	(4) 他市町村から通学している児童	69クラブ	3クラブ	72クラブ
	(5) 保護者の疾病等	526クラブ	56クラブ	582クラブ
	(6) 保護者以外の同居人が在宅	459クラブ	64クラブ	523クラブ
	(7) 生活環境や発達状況等から必要	435クラブ	50クラブ	485クラブ
Q2	必要面積			
	(1) 児童が生活するスペースの広さ(m ²)	105.44m ²	116.01m ²	110.72m ²
	(2) 児童数	49.51人	46.08人	47.79人
	(3) 1人当たり面積((1)/(2))	2.345m ²	2.827m ²	2.59m ²
Q3	職員配置			
	(1) 常時指導員数	3.85人	3.82人	3.9人
	(2) 児童数に伴う指導員の増員	478クラブ	67クラブ	545クラブ
Q4	定員			
	(1) 定員の有無	495クラブ	75クラブ	570クラブ
	(2) 定員数(①で有と回答した場合のみ回答)	50.88人	45.22人	48.0人
	(3) 定員の弾力化の有無(①で有と回答した場合のみ回答)	320クラブ	46クラブ	366クラブ
Q5	適正規模			
	(1) グループ活動を行う場合の適正規模についての定めの有無	32クラブ	6クラブ	38クラブ
	(2) グループ活動を行う場合の適正規模の人数(①で有と回答した場合のみ回答)	17.33人	8.00人	12.7人
Q6	開設日			
	(1) 平日	577クラブ	93クラブ	670クラブ
	(2) 土曜	513クラブ	79クラブ	592クラブ
	(3) 夏休/冬休/春休	577クラブ	93クラブ	670クラブ
	(4) 学校休業日	577クラブ	93クラブ	670クラブ
Q7	開設時間			
	(1) 平日の開所時間	11:36	11:55	11:46
	(2) 平日の終了時間	18:31	18:35	18:33
	平日の終了時間が18:30以降のクラブ	413クラブ	83クラブ	497クラブ
	(3) 土曜の開所時間	8:08	7:57	8:03
	(4) 土曜の終了時間	17:31	17:20	17:25
	(5) 夏休/冬休/春休の開所時間	8:04	7:55	7:59
	(6) 夏休/冬休/春休の閉所時間	18:31	18:34	18:33

		全市 全577クラブ	全町村 全93クラブ	全県 全670クラブ
Q8	保育料			
	(1) 最高額	9269.4円	9288.2円	9279円
	(2) 最低額	5184.1円	6051.9円	5618円
	(3) 減免の有無	506クラブ	82クラブ	588クラブ
Q9	設置形態			
	(1) 公設公営	319クラブ	40クラブ	359クラブ
	(2) 公設民営	190クラブ	28クラブ	218クラブ
	(3) 民設民営	68クラブ	25クラブ	93クラブ
Q10	運営主体			
	(1) 公立	263クラブ	40クラブ	303クラブ
	(2) 社会福祉協議会	93クラブ	0クラブ	93クラブ
	(3) 社会福祉事業団	11クラブ	0クラブ	11クラブ
	(4) 福祉公社	18クラブ	0クラブ	18クラブ
	(5) 保護者会・父母会	49クラブ	44クラブ	93クラブ
	(6) NPO法人	95クラブ	1クラブ	96クラブ
	(7) 運営委員会	20クラブ	2クラブ	22クラブ
	(8) 社会福祉法人	20クラブ	5クラブ	25クラブ
	(9) 学校法人	3クラブ	0クラブ	3クラブ
	(10) その他	5クラブ	1クラブ	6クラブ

2 入室に関するもの

Q11	募集案内			
	(1) 広報紙	555クラブ	71クラブ	626クラブ
	(2) ホームページ	451クラブ	33クラブ	484クラブ
	(3) 就学説明会	313クラブ	49クラブ	362クラブ
Q12	入室の手続き			
	(1) 入室案内説明書を作成し、申し込みに必要な書式とともに配布している	567クラブ	88クラブ	655クラブ
	(2) 公営・民営の児童クラブ分を市町村窓口及び児童クラブで配布できるようにしている	348クラブ	49クラブ	397クラブ
	(3) 申し込みの受付は、担当窓口又は児童クラブを行っている。	504クラブ	90クラブ	594クラブ
Q13	入室要件			
	(1) 保護者が就労している(就労予定を含む)	577クラブ	93クラブ	670クラブ
	(2) 療養中又は産前産後期間である	555クラブ	72クラブ	627クラブ
	(3) 就労の準備のため学校に通っている	556クラブ	66クラブ	622クラブ
	(4) 介護を要する家族がいる	517クラブ	70クラブ	587クラブ
	(5) その他保護者に係る事情により、子どもの保育ができない場合に入室が認められる場合	555クラブ	77クラブ	632クラブ
	(6) 祖父母等の同居を理由に非該当としていない	524クラブ	71クラブ	595クラブ

		全市 全577クラブ	全町村 全93クラブ	全県 全670クラブ
Q14	就労の条件			
	(1) 放課後から午後5時までの間に就労している	429クラブ	56クラブ	485クラブ
	(2) 夜間勤務等により、放課後から午後6時までの間に子どもの保育をしている場合も含めている	291クラブ	42クラブ	333クラブ
Q15	入室の決定			
	(1) 入室基準調査票を作成し、入室条件の確認を行っている	323クラブ	36クラブ	359クラブ
	(2) 審査会等を開催し、複数人で確認を行っている	274クラブ	15クラブ	289クラブ
	(3) 審査会等の記録は、公表の対象としている	117クラブ	7クラブ	124クラブ
	(4) 入室可否の結果は、余裕をもって通知している	475クラブ	49クラブ	524クラブ
	(5) 入室期間は、1年間としている	456クラブ	56クラブ	512クラブ
	(6) 随時途中入所ができるようにしている	573クラブ	83クラブ	656クラブ
Q16	入室説明会			
	(1) 児童登室日前に保護者説明会を行っている	524クラブ	90クラブ	614クラブ
	(2) 説明にあたり、重要事項等を記載した説明書(入室のしおりなど)を配布している	514クラブ	90クラブ	604クラブ
	(3) 児童表の記入を保護者に依頼している	527クラブ	82クラブ	609クラブ

3 施設に関するもの

		全市	全町村	全県
Q17	玄関			
	(1) 雨天時等の出入りに支障のないようにひさしが設置され、必要に応じて泥よけマットなどが備えられている	518クラブ	87クラブ	605クラブ
	(2) 玄関灯が設置されている	518クラブ	91クラブ	609クラブ
	(3) 適正な高さで段差をなくし、低学年児や障害児に配慮したつくりとなっている	330クラブ	56クラブ	386クラブ
	(4) 出入り口は、引き違い戸とする等、安全に配慮されている	475クラブ	75クラブ	550クラブ
	(5) 児童数に必要な傘立てや下駄箱が設置されている	528クラブ	89クラブ	617クラブ
	(6) 玄関付近に連絡箱やお知らせを掲示する場所が設けられている	441クラブ	83クラブ	524クラブ

		全市 全577クラブ	全町村 全93クラブ	全県 全670クラブ	
Q18	クラブ室				
	(1)	児童の生活(休息、遊び、学習等)ができるよう、児童1人あたり、設備部分を除いて1.65㎡以上の広さが確保されている	410クラブ	63クラブ	473クラブ
	(2)	指導員が児童の様子を見渡せる設計となっている	501クラブ	85クラブ	586クラブ
	(3)	ロッカーは、カバンや着替えなどを収納するのに十分な大きさのもので、児童数分が確保されている	477クラブ	81クラブ	558クラブ
	(4)	ロッカーや本棚は、低年齢児にも使いやすい高さとし、倒れることのないように固定されている	456クラブ	80クラブ	536クラブ
	(5)	日没後や雨天時などでも支障のない明るさを保つ照明器具を設置している	569クラブ	89クラブ	658クラブ
	(6)	照明器具は、安全カバーを取り付ける等落下防止に配慮されている	325クラブ	53クラブ	378クラブ
	(7)	部屋の面積に対応したエアコンが設置されている	506クラブ	84クラブ	590クラブ
	(8)	換気などのために窓を設け、2階以上については、落下防止柵が設置されている	529クラブ	75クラブ	604クラブ
	(9)	床は、フローリング又は畳敷きとなっている	549クラブ	86クラブ	635クラブ
(10)	十分な採光、日照、通風が得られるようになっている	549クラブ	90クラブ	639クラブ	
Q19	休養室				
	休養室は、児童が具合の悪いときに休めるスペースが確保されている	268クラブ	41クラブ	309クラブ	
Q20	台所				
	厨房には、ガスレンジ、流し台、湯沸かし器等が設置され、必要な換気設備が設けられている	510クラブ	86クラブ	596クラブ	
Q21	洗面所				
(1)	水飲み及び手洗い場は、低学年にも使いやすい高さで室内に設けられている	493クラブ	78クラブ	571クラブ	
(2)	洗面所には、衛生上必要な石けんやタオル掛けが取り付けられている	530クラブ	93クラブ	623クラブ	
Q22	トイレ				
(1)	児童が利用しやすい位置に設けられ、男女別になっている	426クラブ	73クラブ	499クラブ	
(2)	換気のための窓や設備が設置されている	541クラブ	88クラブ	629クラブ	
Q23	事務室				
	職員が事務を行うためのスペースや休養のためのスペースが設けられている	251クラブ	52クラブ	303クラブ	
Q24	屋外の遊び場				
	屋外の遊び場がある(専用が望ましいが学校の校庭などで代替えも可)	567クラブ	88クラブ	655クラブ	
Q25	その他の施設				
(1)	窓には、網戸、カーテン、ブラインドなどが取り付けられている	502クラブ	80クラブ	582クラブ	
(2)	非常時に備えて、玄関以外に出入り口が設けられている	503クラブ	82クラブ	585クラブ	
(3)	障害児の入室を考慮し、施設全体がバリアフリー構造となっている	234クラブ	43クラブ	277クラブ	
(4)	温水シャワーの設備が設けられている	104クラブ	11クラブ	115クラブ	
(5)	消火器は、緊急時に速やかに使えるよう設置されている	552クラブ	85クラブ	637クラブ	
(6)	防犯ブザー、笛等の防犯用具が設置されている	519クラブ	66クラブ	585クラブ	

		全市 全577クラブ	全町村 全93クラブ	全県 全670クラブ
Q26	必要性や使用目的に応じた設備の有無			
	(1) 座卓	527クラブ	83クラブ	610クラブ
	(2) 事務机及びびいす	529クラブ	86クラブ	615クラブ
	(3) 指導員用ロッカー	507クラブ	81クラブ	588クラブ
	(4) 冷蔵庫	573クラブ	93クラブ	666クラブ
	(5) 食器戸棚	546クラブ	91クラブ	637クラブ
	(6) 洗濯機	329クラブ	60クラブ	389クラブ
	(7) 物干し竿	181クラブ	42クラブ	223クラブ
	(8) 掃除機	561クラブ	92クラブ	653クラブ
	(9) 本棚	549クラブ	92クラブ	641クラブ
	(10) 電話・FAX	574クラブ	92クラブ	666クラブ
	(11) コピー機・印刷機	323クラブ	53クラブ	376クラブ
	(12) 消火器	552クラブ	87クラブ	639クラブ
	(13) ラジカセ	443クラブ	74クラブ	517クラブ
	(14) 電子レンジ	400クラブ	73クラブ	473クラブ
	(15) 布団	445クラブ	73クラブ	518クラブ
	(16) 湯沸器	517クラブ	86クラブ	603クラブ
	(17) 倉庫・物置	427クラブ	81クラブ	508クラブ
	(18) テレビ・ラジオ	425クラブ	75クラブ	500クラブ
	(19) 下駄箱	564クラブ	93クラブ	657クラブ
	(20) 児童用ロッカー	571クラブ	90クラブ	661クラブ
	(21) 傘立て	543クラブ	91クラブ	634クラブ
	(22) ハンドマイク	181クラブ	39クラブ	220クラブ
	(23) 救急箱	572クラブ	92クラブ	664クラブ
	(24) 壁掛け時計	574クラブ	92クラブ	666クラブ
	(25) キャビネット	370クラブ	56クラブ	426クラブ
	(26) 郵便ポスト	404クラブ	64クラブ	468クラブ
	(27) 設備の転倒防止策	257クラブ	48クラブ	305クラブ
	(28) カーテン、建具などの防災処理	302クラブ	54クラブ	356クラブ
Q27	消防			
	(1) 消防計画を策定し、避難訓練を実施している	365クラブ	49クラブ	414クラブ
	(2) 必要に応じて、防火管理者研修を受講している	342クラブ	35クラブ	377クラブ
	(3) 消火器等の消防設備は、いつでも使える状態になっている	522クラブ	83クラブ	605クラブ
	(4) 防災のための管理日誌を設けている	141クラブ	20クラブ	161クラブ
Q28	防犯			
	(1) 防犯ベルの設置など防犯対策が講じられている	408クラブ	54クラブ	462クラブ
	(2) 地域の警察のと連携を密にしている	294クラブ	32クラブ	326クラブ
	(3) 防犯のための管理日誌を設けている	121クラブ	14クラブ	135クラブ
Q29	火災保険等			
	火災保険に加入している	546クラブ	70クラブ	616クラブ

全市	全町村	全県
全577クラブ	全93クラブ	全670クラブ

4 放課後児童指導員に関するもの

Q30	指導員の職務			
(1)	子どもたちの保育(外遊び、室内遊び、製作など)	577クラブ	93クラブ	670クラブ
(2)	職員会議	553クラブ	88クラブ	641クラブ
(3)	出欠席簿、保育日誌の作成	577クラブ	93クラブ	670クラブ
(4)	月1回以上のおたよりの発行、連絡帳等の記載	458クラブ	79クラブ	537クラブ
(5)	年間計画、月間計画、勤務予定表の作成	549クラブ	88クラブ	637クラブ
(6)	計画に基づく保育結果のとりまとめ	432クラブ	72クラブ	504クラブ
(7)	おやつ準備(手づくりおやつなど)	561クラブ	92クラブ	653クラブ
(8)	諸経費(消耗品、給食材料費、備品等の買い出しを含む)の管理	536クラブ	89クラブ	625クラブ
(9)	保護者会での保育報告や相談	440クラブ	68クラブ	508クラブ
(10)	学校や家庭への必要に応じた連絡	577クラブ	93クラブ	670クラブ
(11)	施設、設備、備品の管理と環境整備	563クラブ	90クラブ	653クラブ
(12)	子どもの生活を豊かにするための遊びや活動の研究	557クラブ	87クラブ	644クラブ
(13)	学習会、研修会への参加	561クラブ	81クラブ	642クラブ
(14)	地域への対応、行政との連絡調整	513クラブ	88クラブ	601クラブ
Q31	指導員の体制			
(1)	指導員勤務規程を策定している	497クラブ	83クラブ	580クラブ
(2)	指導員の役割と仕事内容から、運営形態に関わらず、常勤指導員を複数配置している	553クラブ	73クラブ	626クラブ
	複数配置している場合は、常勤職員の人数	2.73人	2.29人	2.51人
(3)	常勤指導員を補助する立場から、それ以外の雇用形態の指導員を配置している	470クラブ	82クラブ	552クラブ
	複数配置している場合は、補助的職員の人数	2.13人	2.88人	2.5人
Q32	常勤・選任指導員の資格			
(1)	保育士	408クラブ	62クラブ	470クラブ
(2)	小学校教諭・中学校教諭・高校教諭・幼稚園教諭	449クラブ	60クラブ	509クラブ
(3)	児童指導員	134クラブ	17クラブ	151クラブ
(4)	母子指導員	105クラブ	8クラブ	113クラブ
(5)	その他	259クラブ	28クラブ	287クラブ
Q33	非常勤指導員の資格			
(1)	子育て経験者	386クラブ	69クラブ	455クラブ
(2)	学生(保育士、小学校・幼稚園教諭取得予定者など)	290クラブ	38クラブ	328クラブ
(3)	その他子どもの保育指導を希望し、外遊びが可能な者	302クラブ	57クラブ	359クラブ
(4)	その他	158クラブ	28クラブ	186クラブ
Q34	健康診断			
(1)	指導員は、年1回健康診断を受けている	571クラブ	79クラブ	650クラブ
(2)	手づくりおやつなどの調理を行う指導員は、月1回程度の検便(細菌検査)を行っている	173クラブ	29クラブ	202クラブ

全市	全町村	全県
全577クラブ	全93クラブ	全670クラブ

5 事業の管理・運営に関するもの

Q35	登室時の対応			
	(1) なるべく小学校からクラブまではグループで登室するよう指導している	495クラブ	89クラブ	584クラブ
	(2) 1年生の児童については、1学期当初は指導員が学校まで迎えに行っている	429クラブ	85クラブ	514クラブ
Q36	降室時の対応			
	(1) 保護者が迎えに来ることを原則としている	529クラブ	93クラブ	622クラブ
	(2) 指導員と保護者のコミュニケーションに配慮している	577クラブ	91クラブ	668クラブ
	(3) 児童だけで自宅に帰す場合は、事前に保護者の同意を得ている	506クラブ	61クラブ	567クラブ
Q37	出欠の対応			
	(1) 出席簿を使用している	577クラブ	93クラブ	670クラブ
	(2) 欠席する場合は、保護者等から連絡をもらっている	577クラブ	93クラブ	670クラブ
	(3) いつも帰ってくる時間にクラブに来なかったときは、保護者と連絡をとっている	545クラブ	92クラブ	637クラブ
Q38	児童の健康管理			
	(1) 子どもたちを毎日観察し、健康管理に努めている	577クラブ	93クラブ	670クラブ
	(2) 必要最低限の医薬品や医療器が備えられている(体温計、水まくら、消毒液、絆創膏等)	577クラブ	93クラブ	670クラブ
Q39	おやつ・昼食の対応			
	(1) 栄養面を考慮し、発育に合わせたものに配慮している	499クラブ	84クラブ	583クラブ
	(2) 昼食の対応については、保護者と協議の上決めている	257クラブ	59クラブ	316クラブ
	(3) 季節の野菜や果物、行事に合わせたものを提供する配慮をしている	488クラブ	83クラブ	571クラブ
	(4) アレルギー体質の児童に対しては、保護者と事前確認や協議を十分に行っている	558クラブ	91クラブ	649クラブ
Q40	事故やけがへの対応			
	(1) 応急処置などの対応を速やかに行っている	577クラブ	93クラブ	670クラブ
	(2) 保護者に連絡を取り、保護者の判断又は同意を得て対応している	577クラブ	93クラブ	670クラブ
	(3) 保護者との連絡が取れない場合、クラブでの対応を想定している	561クラブ	89クラブ	650クラブ
	(4) 市町村担当課は、事故報告を義務づけ、連携した対応を行っている	539クラブ	57クラブ	596クラブ
Q41	障害保険			
	児童の傷害保険等に加入している	577クラブ	93クラブ	670クラブ
Q42	運営方針			
	運営方針が定められている	486クラブ	85クラブ	571クラブ
Q43	事業計画			
	(1) 年間目標、大きな行事予定、開設日等を記載した年間計画を作成している	499クラブ	85クラブ	584クラブ
	(2) 年間目標、行事予定、勤務体制、職員会議等を記載した年間計画が作成している	451クラブ	82クラブ	533クラブ
	(3) 年間計画の中で保護者にも伝えておくべきことは、クラブだよりに記載して周知している	475クラブ	87クラブ	562クラブ

		全市 全577クラブ	全町村 全93クラブ	全県 全670クラブ
Q44	具体的な活動内容			
	(1) 季節ごとの行事を行っている	554クラブ	84クラブ	638クラブ
	(2) 地域の伝統行事を行っている	200クラブ	17クラブ	217クラブ
	(3) 子どもたちが今興味をもっている遊びを活動に取り入れている	528クラブ	85クラブ	613クラブ
	(4) 異世代間交流に配慮している	156クラブ	35クラブ	191クラブ
	(5) 異年齢交流に配慮している	523クラブ	70クラブ	593クラブ
Q45	クラブだより・連絡帳			
	(1) クラブだよりは、月1回以上のペースで発行している	390クラブ	76クラブ	466クラブ
	(2) 連絡帳を活用している	357クラブ	28クラブ	385クラブ
Q46	保護者の事業参画			
	(1) 事業実施者は、保護者が事業運営に参画するよう努めている	335クラブ	61クラブ	396クラブ
	(2) 保護者は、保護者が集い意思を集める場として保護者会(父母会)が設置されている	379クラブ	65クラブ	444クラブ
	(3) 保育内容の充実のため、保護者の願いや意見を反映し、保護者会(父母会)との協力・連携に努めている	421クラブ	77クラブ	498クラブ

6 障害児の入室に関するもの

Q47	受け入れの対象となる障害児			
	(1) 障害者手帳、療育手帳を所持している児童又は専門機関において障害と判定された児童	392クラブ	54クラブ	446クラブ
	(2) 他の児童と同様に放課後児童クラブの入所要件をみたしている児童	504クラブ	58クラブ	562クラブ
	(3) 事業主体(市町村、事業者)が入室を認めた児童	477クラブ	48クラブ	525クラブ
Q48	入室の判定			
	(1) 入所判定に当たっては、障害児及びその保護者の立場に立ち、入室判定を行っている	470クラブ	58クラブ	528クラブ
	(2) 児童の入室を判定するため、入室判定会議を開いている	321クラブ	39クラブ	360クラブ
	(3) 入室に対する判定結果は、保護者あてに通知している	464クラブ	61クラブ	525クラブ
	(4) 入室を承諾しない場合は、その理由を付して通知している。	414クラブ	48クラブ	462クラブ
Q49	障害担当指導員の資格			
	(1) 保育士	153人	38人	191人
	(2) 小学校教諭・中学校教諭・高校教諭・幼稚園教諭	136人	47人	183人
	(3) 児童指導員、母子指導員	15人	6人	21人
	(4) その他障害児の指導に関する専門知識を有している者	4人	2人	6人
	(5) その他	66人	13人	79人
Q50	関係機関との連携			
	保護者と連絡先等を協議し、必要がある場合には、関係機関に相談や助言を行っている	397クラブ	55クラブ	452クラブ

全市	全町村	全県
全577クラブ	全93クラブ	全670クラブ

7 緊急時の対応に関するもの

Q51	事故・事件			
	登室後において、クラブ周辺での事故や事件が発生した場合のマニュアルが整備されている。	403クラブ	44クラブ	447クラブ

8 学校・地域との関わりに関するもの

Q52	学校、地域等との連携			
(1)	学校との連携に努めている	573クラブ	92クラブ	665クラブ
(2)	地域との連携に努めている	378クラブ	57クラブ	435クラブ
(3)	関係機関との連携に努めている	480クラブ	89クラブ	569クラブ
Q53	地域住民への施設開放			
	クラブ室を使用していない時間帯などを、施設、場所、時間帯等についてクラブと協議の上、地域住民等の活動の場所として提供している	76クラブ	5クラブ	81クラブ

9 苦情処理に関するもの

Q54	苦情処理			
(1)	苦情受付担当者が決められている	303クラブ	37クラブ	340クラブ
(2)	第三者委員が選任されている	78クラブ	10クラブ	88クラブ
(3)	苦情解決の仕組みが入室案内などで保護者に周知されている	104クラブ	4クラブ	108クラブ

10 指導員の研修に関するもの

Q55	研修の周知等			
(1)	市町村、県、県連協が行う研修について、指導員に周知している	552クラブ	88クラブ	640クラブ
(2)	研修受講者は、受講報告を行い、すべての指導員に周知している	364クラブ	69クラブ	433クラブ
Q56	研修の出席状況			
(1)	県主催(県連協との共催を含む)研修の参加者数	621人	148人	769人
(2)	市町村主催研修の参加者数	940人	89人	1029人
(3)	県連協主催研修の参加者数	479人	128人	607人

11 自己点検に関するもの

Q57	自己点検			
(1)	日常点検表等により、毎日の点検を行っている	332クラブ	56クラブ	388クラブ
(2)	施設・設備点検表等により、毎月の点検を行っている	229クラブ	30クラブ	259クラブ
(3)	放課後児童クラブ調査点検表等により、毎年の点検を行っている	264クラブ	42クラブ	306クラブ